

○渡嘉敷村滞在型体験農園の設置及び管理条例施行規則

平成20年12月4日
規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、渡嘉敷村滞在型体験農園の設置及び管理に関する条例(平成16年渡嘉敷村条例第11号)(以下「条例」という。)第21条の規定に基づき、渡嘉敷村滞在型体験農園(以下「体験農園」という。)の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の許可を受けようとする者は、体験農園利用申込書(様式第1号。以下「利用申込書」という。)を村長に提出しなければならない。

(利用許可の基準)

第3条 村長は、前条の利用申込書を受理した場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第6条第2項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織等の利益になるおそれがあるとき。
- (3) 体験農園住宅の入居者は、当該体験農園住宅への入居の際に同居した親族以外の親族を新たに同居させようとするときは、渡嘉敷村滞在型体験農園の設置及び管理に関する条例に準じ、村長の承認を得なければならない。
- (4) その他、村長が適当でないと判断したとき。

(利用の許可等)

第4条 体験農園の利用を許可する場合は、体験農園利用許可通知書(様式第2号。以下「利用許可通知書」という。)を当該申込者に交付するものとする。

2 前項の場合において、村長は管理上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。

3 村長は、利用申込書の提出があった場合において、その内容が前条各号のいずれかに該当すると認める時は、その理由を付して当該申込者に体験農園利用不許可通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(利用の契約)

第5条 前条第1項により利用許可通知書の交付を受けた者は、体験農園施設の利用に関する契約を請書(様式第4号)により村長と締結しなければならない。

(利用期間の更新)

第6条 条例第5条の規定により利用期間の更新をする場合は、体験農園利用期間更新申請書(様式第6号。以下「更新申請書」という。)を、利用期間が満了する日の30日前までに村長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第7条 体験農園を利用する者は、条例で規定する事項の他次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用について許可が必要とされている施設及び設備を、許可無く利用しないこと。
- (2) 施設内で、物品の販売又は宣伝その他これらに類する行為をしないこと。
- (3) 許可無く、宣伝文、ポスター、ビラ等を配布し、若しくは掲示しないこと。
- (4) ペットに類するものを、建物内に持ち込まないこと。
- (5) 前各号に掲げるものの他、体験農園の管理上必要な事項については管理者の指示に従うこと。

(利用の拒否等)

第8条 村長は、前条の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対して利用を拒否し、又は契約を取り消すことができる。

(設備等の設置の承認等)

第9条 規則第4条第1項により利用の許可を受けた者は、体験農園の施設に特別の設備又は装飾等をしようとするときは、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、その設備等の承認期間が満了した場合には、速やかに当該設備及

び装飾等を撤去し、原状に回復しなければならない。

(利用料金の納付)

第10条 利用許可通知を受けた者は、条例第9条に規定する利用料を指定された納付期限までに一括納付しなければならない。ただし、渡嘉敷村滞在型体験農園住宅(以下「農園住宅」という。)の利用料について一括納付が困難な場合は、農園住宅利用料分割納付申請書(様式第5号)により分割納付について村長の承認を受けなければならない。

2 前項のただし書きの規定により分割納付できる回数は4回までとし、金額は均等割とする。

(利用料金の還付)

第11条 条例第11条のただし書きに規定するやむを得ない理由とは、次の各号に掲げるとおりとし、その場合に還付する利用料の額は当該各号のとおりとする。

(1) 利用料金を納めた者の責めに帰することのできない理由により、農園住宅が利用できなくなった場合。利用できなくなった期間の月割相当額

(2) 本村において新規就農するため村内に住居を異動(転居)し、農園住宅を明け渡した場合。明け渡した期間の月割相当額

(施設の返還)

第12条 農園住宅の利用期間が満了し、又は使用期間中に当該住宅を退去する場合は、農園住宅明け渡届(様式第7号。以下「明け渡届」という。)を村長に提出しなければならない。

(農園管理機の使用料)

第13条 滞在型体験農園の農園管理機を使用するものは、使用申請書(様式第8号)を提出し、別表に掲げる料金に納付しなければならない。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、滞在型体験農園の維持管理に必要な事項は、管理者の指示及び決定に従うこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第13条関係)

備品区分	単位区分	使用料金
管理機	1回(1日)	1,000円

様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

渡嘉敷村滞在型体験農園利用申込書 (農園住宅用)										
申込者	フリガナ					生年月日				
	氏 名									
	現住所	〒								
		フリガナ								
	連絡先	(自宅)				(携帯)				
現在の職業					直近の年間所得					
添付書類	住民票謄本	1通								
	身 分 証 明	1通								
申込者のほか、農園住宅への入居予定者(家族)の氏名等										
同居者	氏名	続柄	性別	年齢	氏名	続柄	性別	年齢		
利用申込理由及び目的等(簡潔に必ずお書き下さい)										
・ 申込理由										
・ 利用目的										
・ 就農について										
就農経験の有無		有・無 ()								
		※有・無どちらかに○を、有の場合は()内に就農年数及び農業の種類等をお書き下さい。								
☆利用が決定した場合		異動(入居)予定はいつですか。				年 月 日				
		利用期間は、何年を予定していますか。				年間				
上記のとおり、関係書類を添えて農園住宅の利用を申込みいたします。										
年 月 日										
渡嘉敷村長 殿										
利用者氏名								印		

様式第2号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

渡嘉敷村滞在型体験農園住宅利用許可通知書

渡 経 第 号
年 月 日

住所
氏名 殿

渡嘉敷村長

下記のとおり、渡嘉敷村滞在型体験農園住宅の利用を許可したので通知する。

記

農園住宅の所在地	渡嘉敷村字渡嘉敷1918番地1		
住宅番号	号棟		
利用者氏名			
利用料金	年額 480,000円	敷金	120,000円
利用期間	年 月 日～ 年 月 日(1年間)		
附帯条件			

注意

- 許可のあった日から15日以内に、連帯保証人の署名する請書を提出すること。
- 利用料及び敷金は、指定された納付期限までに渡嘉敷村役場出納室に納付すること。なお、利用料の分割納付申請をした場合も同様とする。
- 渡嘉敷村滞在型体験農園の設置及び管理に関する条例及び同施行規則を遵守すること。
- 農園住宅は、ログ造りのため火気には特に注意すること。
- 許可なく建物の模様替えや増築をしないこと。
- 建物の破損及び損傷等は速やかに届け出ること。なお、ガラス、たたみ等の修理及び軽微な修理は入居者の負担になります。
- 農園住宅の転貸しはしないこと。
- 農園住宅を退去するときは、畳、ふすま類はきれいにし再入居に支障のないよう住宅内外の清掃をして、退去予定日の前日までに係員の点検を受けること。
- 明渡しの請求

(村長は、入居者が次の事項に該当するときは住宅の明渡しを請求することがあります。)

- (1) 不正な行為によって入居したとき。
- (2) 利用料を滞納したとき。
- (3) 滞在型体験農園施設を故意にき損したとき。
- (4) 保管義務に違反したとき。
- (5) その他渡嘉敷村滞在型農園施設の利用に関して適当でないと村長が判断したとき。

※ 電気・水道・ガスの連絡先は下記のとおりです、各自で関係機関に連絡して下さい。

種別	連絡先名称	電 話	備 考
電気	沖縄電力渡嘉敷電業所	098—987—2228	
水道	渡嘉敷村役場経済建設課	098—987—2323	
ガス	渡嘉敷石油	098—987—2200	

渡嘉敷村滞在型体験農園住宅利用期間更新許可通知書

渡 経 第 号
年 月 日

渡嘉敷村字渡嘉敷1918番地1 号棟
殿

渡嘉敷村長

下記のとおり、渡嘉敷村滞在型体験農園住宅の利用期間の更新を許可したので通知する。

記

農園住宅の所在地	渡嘉敷村字渡嘉敷1918番地1			
住宅番号	号棟			
利用者氏名				
利用料金	年額	480,000円	敷金	0円
利用期間	年 月 日～ 年 月 日(1年間)			
附帯条件				

注意

- 1 請書については、当初入居時に提出したものを準用する。
- 2 利用料は指定された納付期限までに渡嘉敷村役場出納室に納付すること。
- 3 渡嘉敷村滞在型体験農園の設置及び管理に関する条例及び同施行規則を遵守すること。
- 4 農園住宅は、ログ造りのため火気には特に注意すること。
- 5 許可なく建物の模様替えや増築をしないこと。
- 6 建物の破損及び損傷等は速やかに届け出ること。なお、ガラス、たたみ等の修理及び軽微な修理は入居者の負担になります。
- 7 農園住宅の転貸しはしないこと。
- 8 農園住宅を退去するときは、畳、ふすま類はきれいにし再入居に支障のないよう住宅内外の清掃をして、退去予定日の前日までに係員の点検を受けること。
- 9 明渡しの請求
(村長は、入居者が次の事項に該当するときは住宅の明渡しを請求することがある。)
 - (1) 不正な行為によって入居したとき。
 - (2) 利用料を滞納したとき。
 - (3) 滞在型体験農園施設を故意に棄損したとき。
 - (4) 保管義務に違反したとき。
 - (5) その他渡嘉敷村滞在型農園施設の利用に関して適当でないと村長が判断したとき。

様式第3号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

渡 経 第 号
年 月 日

殿

渡嘉敷村長

渡嘉敷村滞在型体験農園住宅利用不許可通知

年 月 日付けで入居申し込みのあった件について、渡嘉敷村滞在型体験農園の管理に関する条例に基づき審査を行った結果、同条例管理規則第4条第3項の規定により通知する。

渡 経 第 号
年 月 日

殿

渡嘉敷村長

渡嘉敷村滞在型体験農園住宅利用期間更新不許可通知

年 月 日付けで申請のあった件について、渡嘉敷村滞在型体験農園の管理に関する条例に基づき審査を行った結果、別添の利用状況審査調書のとおり利用期間の更新を認めない決定をしたので通知します。

なお、明け渡しの手続を 年 月 日までに済ませてくださいようお願いいたします。

様式第4号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

(表)

請 書	
収入印紙 (400円)	農園住宅の所在地 渡嘉敷村字渡嘉敷1918番地1 農園住宅番号 号棟 利用期間 年 月 日～ 年 月 日 利用料金(年額) 480,000円
上記農園住宅の利用許可を受けたので、渡嘉敷村滞在型体験農園の設置及び管理に関する条例及び、渡嘉敷村滞在型体験農園の管理規則並びに、下記条項を遵守します。 また、後日のため保証人連署のうえ本請書を提出し、連帯してその義務を履行します。	
(記)	
1 指定された期日までに利用料金、敷金及び共益費等の徴収金を納めます。 2 農園住宅内においては、いかなる営業もいたしません。 3 農園住宅内においては、他人の迷惑となるような家畜獣類(犬・猫を含む)は飼育しません。 4 農園住宅の内外を問わず、無断で模様替え増築等はいたしません。 5 農園住宅の小修理については、私の負担において実施いたします。 6 農園住宅を他人の迷惑になるような集会に使用いたしません。 7 許可が決定しても農園利用申込書に虚偽の記入があった場合又は、利用許可基準に違反した点があった場合、利用許可を取り消されても異議の申立ては致しません。 8 利用許可を受けた農園住宅を許可なく譲渡、転貸し、又は同居人をいれることはいたしません。 9 利用料金、敷金及び共益費等の徴収金、その他の費用を入居者が負担できないときは、連帯保証人がその責任を負います。 10 借り受けた農園を常時管理し、営農技術の向上に努め、将来渡嘉敷村において農業の担い手となるよう努力します。	
年 月 日	
渡嘉敷村長 殿	
利用者	住所 _____ 氏名 _____ (実印)
連帯保証人	住所 _____ 氏名 _____ (実印)

(裏)

連帯保証人調書

入居者との関係	
職業(会社名)	
(勤務先の証明) 連帯保証人は、当社(所)に勤務し月収(円)であることを証明します。 年 月 日 所在地 名 称 証 明 者 名 電 話 番 号	

連帯保証人の印鑑証明書貼付欄

連帯保証人の所得証明書(源泉徴収票又は役場が発行する所得証明書)貼付欄
(勤務先の証明があるものについては、この証明書は必要ありません。)

様式第5号(第10条関係)

様式第5号(第10条関係)

農園住宅利用料分割納付承認申請書

渡嘉敷村滞在型体験農園住宅の利用料について、渡嘉敷村滞在型体験農園の管理規定第10条第1項の規定により、分割納付を申請します。

分割納付する回数	回
----------	---

ただし、分割納付する利用料は均等割で納付します。

年 月 日

渡嘉敷村長 殿

利 用 者	
住 所	
住宅番号	号棟
氏 名	印

様式第6号(第6条関係)

様式第6号(第6条関係)

渡嘉敷村滞在型体験農園利用期間更新申請書 (農園住宅用)								
申請者	フリガナ				生年月日			
	氏 名							
	現住所	〒						
	連絡先	(自宅)				(携帯)		
申請者のほか、農園住宅に入居している者(家族)の氏名等								
同居者	氏名	続柄	性別	年齢	氏名	続柄	性別	年齢
利用期間の更新理由及び現在の就農状況等(簡潔にお書き下さい)								
・更新理由								
・現在までの農園活用状況								
・今後の農園活用計画								
・新規就農の見込								
既に利用が許可されている期間				年 月 日 ～ 年 月 日				
今回更新申請をする利用期間 ※更新できる期間は一年間に限りま す。				年 月 日 ～ 年 月 日				
上記のとおり、農園住宅の利用期間の更新を申請いたします。								
年 月 日								
渡嘉敷村長 殿								
申請者 住所 _____ 氏名 _____ 印								

様式第7号(第12条関係)

様式第7号(第12条関係)

渡嘉敷村体験農園住宅明け渡し届(退去届)		
年 月 日		
渡嘉敷村長 殿		
明 渡 者 住 所 _____ 氏 名 _____ 印		
下記のとおり、渡嘉敷村滞在型体験農園住宅を明け渡したいのでお届けします。		
明 渡 予 定 年 月 日	年 月 日	
異 動 先 住 所 ・ 連 絡 先	住 所	
	連絡先	
明 け 渡 し 理 由		
用途変更、模様替え、増築等の処置		
今まで同居していた親族の処置		
電 気、水 道、ガ ス 料 金 の 処 置	電 気	
	水 道	
	ガ ス	
利 用 料 等 の 収 納 確 認		
注 1 明け渡し届けは退去する10日前に必ず提出すること。 2 電気、水道、ガス等は廃止の手続きをとり、退去の際料金の支払い領収証を係員に提示すること。		

様式第8号(第13条関係)

様式第8号(第13条関係)

年 月 日

渡 嘉 敷 村 長 殿

使用 者 名 _____

連 絡 先 _____

管 理 機 使 用 申 請 書

下記のとおり管理機の使用を許可くださるよう申請します。

使 用 備 品 名	管 理 機
使 用 日 時	年 月 日
使 用 目 的	
使用上の注意	① 管理機は丁寧に使用すること ② 使用後は清掃を行い担当者の確認を得ること ③ ガソリン等燃料は自己負担とする
備 考	